

コーポレート・ガバナンス報告書

2026 年 8 月 25 日

会社名 株式会社オーリーズ
(コード番号 637A TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役社長 鈴木 多聞
問合せ先 コーポレート本部長 渡辺 憲彦
TEL 03-6822-9240
URL <https://allis-co.com/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、長期継続的に企業価値を高めるため、法令遵守に基づき、健全で透明性の高い経営を行い、コンプライアンスとタイムリー・ディスクロージャーを徹底することにより、株主や顧客など当社を取り巻く全てのステークホルダーの利益を守ることが重要であると認識しています。そのために、取締役会、監査役、内部監査、監査法人を通じて、適法性の確保及び不正防止のための体制作りの整備に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
合同会社 T&CO	1,300,000	47.45
鈴木多聞	660,000	24.09
足立誠愛	250,000	9.12
合同会社インテグリティ	250,000	9.12
宇賀田徹	110,000	4.01
藤井貴志	110,000	4.01
三瀧トキ	60,000	2.19

支配株主名	鈴木多聞
-------	------

親会社名	該当なし
------	------

補足説明

合同会社 T&CO は、当社代表取締役社長である鈴木多聞が社員の議決権の過半数を保有する資産管理会社であります。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	12 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	3 名
社外取締役の選任状況	選任していない
社外取締役の人数	—
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

【監査役関係】

監査役会設置の有無	なし
定款上の監査役の員数	3 名
監査役の人数	2 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査体制は、コーポレート本部が主管し、本部長が管理責任者として不正行為の未然防止や早期発見を主導しています。 事案に応じて専門の調査チームを設置できる体制を整え、監査実務の客観性を担保しています。 監査役および外部機関との連携については、常勤監査役が内部通報窓口を共同で担当するほか、調査結果をリスクコンプライアンス委員会や監査役会へ適宜報告する体制を構築し、経営監視機能を強化しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中村光裕	他の会社の出身者													
小松徹也	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g 及び h のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村光裕	—	—	公認会計士として財務、会計及び内部統制に関する高度な専門的知識を有し、多数の企業における豊富な監査役経験を有していることから、当社における監査の実効性を高めることができる人材として選任しております。
小松徹也	—	—	弁護士として高度な専門的知識と豊富な経験を有していることから、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適法性の見地から適切な提言等を期待できる人材として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	—
--------	---

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

ストックオプションの付与対象者	申請会社の取締役及び従業員、子会社の取締役及び従業員
-----------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度につきましては、業績及び企業価値の向上に対する意欲や士気を高めることを目的に新株予約権を付与しております。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別の開示は行っておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、役員報酬規程に基づき決定しております。具体的な手順として、取締役の報酬は、代表取締役が策定した個別報酬案について、取締役会において決議いたします。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会等の重要会議については、十分な審議をいただくために資料の事前配付を行っております。 社外監査役に対しては、日常的に情報共有に努め、重要事項については、必要に応じて事前説明を行い、取締役会において効率的な審議や意思決定が行われるようサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

イ. 取締役会

当社の取締役会は、3名の取締役で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、2名で構成されております。監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ. 会計監査

当社は太陽有限責任監査法人と監査契約を締結しており、独立した立場からの会計監査を受けております。

なお、2025年12月期において監査を執行した公認会計士は本間洋一氏、尾形隆紀氏の2名であり、いずれも継続監査年数2年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士5名及びその他5名であります。

なお、同監査法人と当社との間には、特別の利害関係はありません。

ニ. 内部監査担当

当社は、内部監査体制を整備するため、内部監査担当を設置しております。内部監査担当は、内部監査規程に基づき、業務の適正性及び効率性を確保するために監査を実施しております。監査はクロス監査方式を採用しており、部門間の相互チェックを通じて監査の客観性を高めています。監査結果は代表取締役社長及び被監査部門に報告され、必要に応じて改善指導やフォローアップを実施しております。また、監査役や監査法人との連携を通じて、監査業務の有効性及び透明性をさらに高めております。

ホ. リスクコンプライアンス委員会

当社のリスクコンプライアンス委員会（委員長：代表取締役社長 鈴木多聞）は、全社的なコンプライアンス推進を目的に設置されています。委員会は、取締役を中心に構成され、法令遵守や倫理的行動の確保に向けた体制整備を進めています。具体的には、内部通報の受付や調査、コンプライアンス違反の再発防止策の審議、従業員への研修の実施を担当しています。また、委員会は四半期ごとに開催され、必要に応じて適切な対応策が講じられています。

ヘ. 経営会議

当社では、取締役会とは別に、意思決定の迅速化と経営の透明性向上を目的として経営会議を設置しております。経営会議は原則として週1回開催され、取締役及び本部長等が参加し、各担当領域の業務状況や全社的な課題について協議・確認を行います。本会議では、各事業部門の進捗報告、業績管理、戦略方針の策定、組織運営に関する議論など、経営の重要事項が検討されます。特に、事業計画の遂行状況の確認や、財務・人事・リスクマネジメントの観点からの課題抽出と対応策の策定に重点を置いています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現状の体制を採用している理由としましては、事業内容及び会社規模に鑑み、業務執行機能と監督・監査機能のバランスを効率的に発揮する観点から、上記のような体制が当社にとって快適であり、かつ社外役員を含めた経営監視機能が十分に発揮される体制が確保できていると考えており、本態性を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の議決権行使において、議案の検討に要する期間を十分に確保するため、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主に出席いただくために、株主総会の集中日を避けた開催日の設定に留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	会社法に基づく議決権の電磁的行使を検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株主への利便性を勘案し必要と認められる場合は、議決権電子行使プラットフォームへの参加について検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	上場後の株主の状況に鑑み、英文化して提供することを検討してまいります。

2. IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後検討すべき事項と考えております。	
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	今後の導入に向けて検討いたします。	なし
海外投資家向けに定期的説明会を開催	今後の株主の状況を鑑み、検討してまいります。	なし
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ内に IR 専用ページを開設し、発行者情報、決算情報、各種プレスリリース等を速やかに発信できる体制を構築し、株主や投資家の皆様に対して積極的なディスクロージャーを実施してまいります。	
IR に関する部署(担当者)の設置	コーポレート本部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、株式取扱規則を定め、株主、従業員等の権利・義務を明確にし、ステークホルダーの利益保護に努めております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき課題と認識しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、全てのステークホルダーの皆様に対して、透明性、公平性、継続性を基本に、貴取引所の定める適時開示規則に準じた、迅速かつ正確な情報開示を努めてまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しておりませんので、内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりません。しかし、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、内部統制全般に関して、整備及び運用体制の構築・向上を目指しております。

また、当社は職務権限規程を定め、これを遵守することで、各部の業務を合理的・効率的に行うとともに特定の組織や担当者に業務や権限が集中することを回避し、適切な牽制が機能するよう配慮しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、設立から現在に至るまで反社会的勢力との関係は一切なく、今後も反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。また、反社会的勢力によるいかなる不当要求や働きかけに対しても、組織として毅然とした対応を取ることを周知徹底しております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

新規の取引先については取引開始前に、既存の継続取引先については原則として年に1回、反社チェックを実施しております。さらに、取引先との間で締結する契約書については、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

V. その他

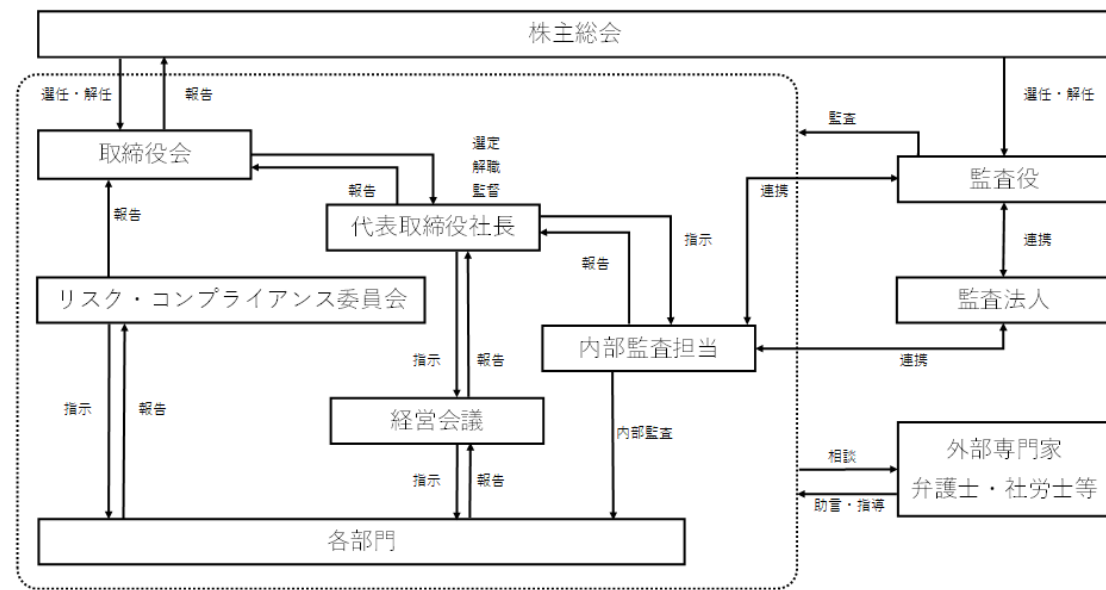
1. 買収への対応方針導入の有無

買収への対応方針導入	なし
------------	----

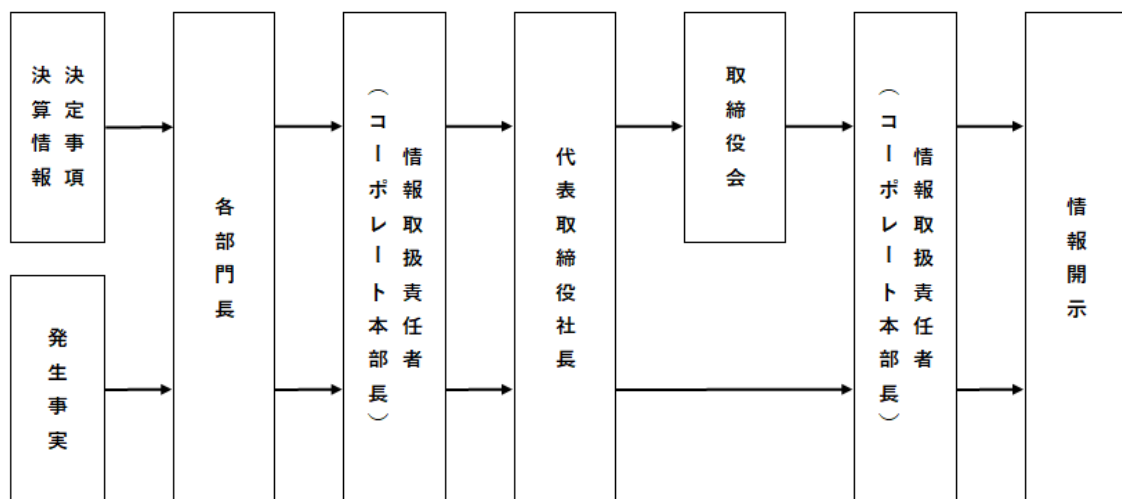
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制は下図のとおりであります。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上